

豊丘村福祉医療費給付金条例（平成18年豊丘村条例第7号）に基づく福祉医療費助成に関する事務（ひとり親家庭）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	豊丘村
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	豊丘村福祉医療費給付金条例（平成18年豊丘村条例第7号）に基づく福祉医療費助成に関する事務（ひとり親家庭）
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊丘村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1（第4条関係）第1の項 豊丘村福祉医療費給付金条例（平成18年豊丘村条例第7号）に基づく福祉医療費助成に関する事務（ひとり親家庭）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	豊丘村福祉医療費給付金条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の（福祉を図ること）を目的とする。	この条例は、乳幼児・児童等、障害者、（母子家庭の母子等及び父子家庭の父子）が療養の給付又は療養費の支給を受けたときに福祉医療費給付金を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もって（福祉の増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊丘村福祉医療費給付金条例（平成18年豊丘村条例第7号） 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則（平成21年規則第19号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号	豊丘村福祉医療費給付金条例第4条第2項 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号a	豊丘村福祉医療費給付金条例第3条第2項6号、7号及び8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項3号	豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	児童扶養手当の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項3号	豊丘村福祉医療費給付金条例第3条第2項6号、7号及び8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3		
-----	--	--

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	豊丘村福祉医療費給付金条例第4条第2項 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	豊丘村福祉医療費給付金条例第5条 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号11	豊丘村福祉医療費給付金条例第2条第1項第3号第4号及び第6号 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第6条様式第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号12	豊丘村福祉医療費給付金条例第2条第1項第3号第4号及び第6号 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第6条様式第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号13	豊丘村福祉医療費給付金条例第2条第1項第3号第4号及び第6号 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第6条様式第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号14	豊丘村福祉医療費給付金条例第2条第1項第3号第4号及び第7号 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第6条様式第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号15	豊丘村福祉医療費給付金条例第2条第1項第3号第4号及び第6号 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第6条様式第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	豊丘村福祉医療費給付金条例第5条 豊丘村福祉医療費給付金条例施行規則第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	豊丘村福祉医療費給付金条例第3条第2項6号、7号及び8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月18日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	